

第5期魚沼市障害者計画 第6期魚沼市障害福祉計画 第2期魚沼市障害児福祉計画

(計画期間 令和3年度～令和5年度)

計画策定の背景と目的

障害者基本法第1条には、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的であることが規定されています。

また、平成30年3月に閣議決定された第4次障害者基本計画では、この計画に、障害者基本法の目的の達成とともに、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはないという当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会」、「女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した人も、障害や難病のある人も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる社会」及び「障害者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会」の実現が期待されているとしています。

これらの動向を踏まえ、本市では、障害のある人の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的に推進するため、「第5期魚沼市障害者計画」、「第6期魚沼市障害福祉計画」及び「第2期魚沼市障害児福祉計画」を一体的に策定することとしました。

第5期魚沼市障害者計画

基本理念

支えあい助けあい かがやきながら 安心して暮らせるまち 魚沼

- 基本目標1 ● 安心して地域で暮らせるまちづくり
- 基本目標2 ● 誰もが社会参加できるまちづくり
- 基本目標3 ● 自分らしく生活できるまちづくり

重点施策

(1) 地域生活における支援の充実

- 障害福祉サービス提供事業者や地域の医療関係、介護保険施設等の社会資源を活用し、それぞれの機能を効果的に連携します。
- 地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域で安心して暮らすことができるよう求められる機能の整備を進めます。

(2) 障害のある児童への支援の充実

- 障害のある児童の生活を身近な場所で支援ができる体制整備
- 医療的ケア児への支援体制の充実

第 6 期魚沼市障害福祉計画・第 2 期魚沼市障害児福祉計画

魚沼市障害福祉計画等の成果目標

項 目	成 果 目 標 の 考 え 方
福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和元年度末時点の入所者数 67 人のうち 1.6%以上を削減することを基本とし、地域の実状を踏まえ令和 5 年度末時点の利用人員は 65 人を見込む。 5 人の退所、3 人の入所を見込む。施設入所からグループホーム等へ移行した者の数は 5 人を目標とする。
精神障害者にも対応した包括ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場は、魚沼市自立支援協議会の専門部会等を活用して、年 1 回の開催（市単独）を予定。保健、医療各 1 人、福祉関係者 3 人を想定。目標設定及び評価の実施数は年 1 回程度の実施を見込む。 精神障害者の地域移行支援は令和元年度の実績と同数の 1 人を見込む。 精神障害者の地域定着支援は 1 人のサービス利用を見込む。 精神障害者の共同生活援助はグループホーム利用者のうち、手帳及び自立支援受給者証所持者数を参考に 23 人を算出。 精神障害者の自立生活訓練は市外でのサービス利用 1 人を見込む。
地域生活支援拠点等の整備	令和 2 年度末に整備予定、基幹相談支援センターが設置されるまでは、市が魚沼市自立支援協議会と連携して運営する。 検証及び検討については、魚沼市自立支援協議会において、年 1 回の実施を予定。
福祉施設から一般就労への移行	一般就労に移行する者を令和元年度の移行実績である 6 人の 1.27 倍以上とすることを基本とすることから、令和 5 年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数は魚沼市では地域の実状を踏まえ 1.83 倍の 11 人を目標とする。 就労移行支援事業は、令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した 1 人の概ね 1.30 倍以上を設定するところ、本市では 4.00 倍で設定し 4 人を見込む。 就労継続支援 A 型事業は、令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援 A 型事業を通じて、一般就労した者の数は 0 人だったことから、令和 5 年度目標を 1 人と見込む。 就労継続支援 B 型事業は、令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援 B 型事業を通じて、一般就労した 5 人の概ね 1.23 倍以上を設定するところ、地域の実状も踏まえ、6 人の 1.20 倍を見込む。
就労定着支援事業の利用者数	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者 8 人のうち、就労定着支援事業を利用する者の数は 75.0%の 6 人を目標とする。
就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所の割合	令和 5 年度末における就労定着支援事業所の数、1 か所のうち就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを目指し、1 か所を見込む。
相談支援体制の充実・強化等	令和 5 年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを見込む。
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和 5 年度末時点での障害福祉サービス等に係る各種研修の活用の有無と職員の参加人数は年間 1 人を見込む。 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数について 1 人を見込む。 障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制は有を見込み、実施回数 1 回を見込む。
障害児支援の提供体制	魚沼圏域での児童発達支援センターの設置について 1 か所を検討。 保育所等訪問支援の提供体制については、子ども課子育て支援センターにて同様のサービス提供体制が確保されているため、0 か所とする。 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保については 1 か所を確保済。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等	魚沼市自立支援協議会療育支援部会を活用し、保健所、病院、相談支援事業所、障害児通所支援事業所、保育所、特別支援学校、行政など、必要とされるメンバーが参集し、協議の場とする。 令和 5 年度末までに医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成 2 人を見込む。

障害福祉サービスの見込量

訪問系サービス

種 類	単 位	R3	R4	R5
① 居宅介護	人/月	42	42	42
② 重度訪問介護	人/月	1	1	1
③ 同行援護	人/月	6	6	6
④ 行動援護	人/月	6	6	6
⑤ 重度障害者等包括支援	人/月	1	1	1

日中活動系サービス

種 類	単 位	R3	R4	R5
① 生活介護	人/月	110	111	112
② 自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1
③ 自立訓練（生活訓練：日中）	人/月	7	7	7
④ 自立訓練（生活訓練：夜間）	人/月	5	5	5
⑤ 就労移行支援	人/月	6	6	6
⑥ 就労継続支援A型	人/月	11	11	11
⑦ 就労継続支援B型	人/月	149	151	153
⑧ 就労定着支援	人/月	6	7	8
⑨ 療養介護	人/月	18	18	18
⑩ 短期入所（福祉型）	人/月	18	19	20
⑪ 短期入所（医療型）	人/月	4	4	4

居住系サービス

種 類	単 位	R3	R4	R5
① 共同生活援助（グループホーム）	人/月	60	61	62
② 施設入所支援	人/月	67	66	65
③ 自立生活援助	人/月	0	1	1

相談支援サービス

種 類	単 位	R3	R4	R5
① 相談支援[計画相談支援]	人/月	30	30	30
[計画相談支援] ●地域移行支援	人/月	1	1	1
[計画相談支援] ●地域定着支援	人/月	1	1	1

障害児福祉サービスの見込量

種 類	単 位	R3	R4	R5
① 児童発達支援	人/月	3	3	3
② 放課後等デイサービス	人/月	33	34	35
③ 障害児相談支援	人/月	3	3	3

種 類	単 位	R3	R4	R5
① パARENTトレーニングやPARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	25	25	25
② PARENTメンターの人数	人/年	1	1	1
③ ピアサポートの活動への参加人数	人/年	0	0	0

地域生活支援事業の見込量

種 類	単 位	R3	R4	R5
① 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
② 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
③ 相談支援事業 [障害者相談支援事業]	設置の有無	有	有	有
[基幹相談支援センター]	設置の有無	無	無	有
[基幹相談支援センター等機能強化事業]	実施の有無	有	有	有
[住宅入居等支援事業]	実施の有無	有	有	有
④ 成年後見制度利用支援事業	人/年	3	3	3
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
⑥ 意思疎通支援事業 [手話通訳者設置事業]	人/年	0	0	0
[手話通訳者要約筆記者派遣事業]	件/年	5	5	5
⑦ 日常生活用具給付等事業 ●介護訓練支援用具	件/年	2	2	2
●自立生活支援用具	件/年	8	8	8
●在宅療養等支援用具	件/年	2	2	2
●情報・意思疎通支援用具	件/年	7	7	7
●排泄管理支援用具	件/年	829	829	829
●居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	1	1	1
⑧ 手話奉仕員養成研修事業 ●手話奉仕員登録見込者数	人/年	3	3	3
⑨ 移動支援事業	人/年	32	32	32
⑩ 地域活動支援センター事業 [地域活動支援センターⅠ型]	人/年	30	30	30
[地域活動支援センターⅡ型]	人/年	38	38	38
⑪ 任意事業 [訪問入浴サービス事業]	人/年	3	3	3
[日中一時支援事業]	人/年	40	40	40
[自動車運転免許取得・改造助成事業] ●運転免許取得	件/年	1	1	1
[自動車運転免許取得・改造助成事業] ●自動車改造	件/年	3	3	3
[社会参加促進事業]	人/年	50	50	50

計画の推進体制

計画の達成状況の点検及び評価計画に定める事項については、審議・策定機関として魚沼市自立支援協議会を活用し、定期的に調査、分析・評価（PDCAサイクル）を行い、必要があるときは見直し等を講じます。

発 行 魚沼市 市民福祉部 福祉支援課 障害福祉係
〒946-8601 新潟県魚沼市小出島910番地
電話：025-792-9767（直通）FAX：025-792-5600